（統計法施行令の一部改正）

第三十四条　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三欄第二号中「以下」の下に「この表において」を加える。

別表第四の一の項第三欄第一号中「学校」の下に「（学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

別表第五第三欄第二号中「学校」の下に「（学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）をいう。以下この表において同じ。）」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「北方対策本部」を「北方対策本部　子ども・子育て本部」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の項中「事務」の下に「並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏
国家公安委員会委員長　江渡　聡徳
防衛大臣

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十三号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第十一条第四項、第十一条の二及び第十一条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「拉致された」を「拉致された（当該拉致された被害者が死亡した場合にあっては、当該被害者の子及び孫が日本国籍を有していなかった期間に係るものに限る。）」に、「国民年金特例対象期間」を「対象期間」に改め、同条第二項及び第三項中「国民年金特例対象期間」を「対象期間」に改め、同条第四項中「国民年金特例対象期間」を「対象期間」に改め、「昭和六十年法律第三十四号」の下に「。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。」を加える。

第二条第二項第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

第三条第一号中「国民年金特例対象期間」を「対象期間」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二号中「国民年金特例対象期間」を「対象期間」に改める。

第五条第一項中「国民年金特例対象期間」を「対象期間」に改める。

第六条中「第二条第一項」を「第二条第一項第一号」に改め、「この条において」を削る。

第七条第一項中「達した日以後の期間に係るもの」の下に「並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、当該被害者の子及び孫が日本国籍を有していなかった期間に係るもの」を加える。

第八条第二項第一号イ中「別表」を「別表第一」に改める。

第九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例）」を付し、同条を次のように改める。

第九条　第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間又は第七条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有する者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）に対する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）第五条第一項の規定により同項に規定する旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間又は同令第七条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間」とする。

2　六十五歳に達した日において新保険料納付済期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項又は第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含み、同条第四項に規定する期間を除く。）及び新保険料免除期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされた期間を含む。）を有しない者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）であって、同日以後に第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間又は第七条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したものの次に掲げる期間を合算した期間が二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間となったときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。

一　第七条第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間

二　第五条第一項及び前条第三項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間

三　新保険料納付済期間（国民年金法附則第七条の三第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年法律第九十五号」という。）附則第十条第三項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年法律第百四号」という。）附則第二十一条第二項の規定により新保険料納付済期間に算入するものとされた期間、平成六年法律第九十五号附則第十一条第十項及び平成十六年法律第百四号附則第二十三条第十項の規定により新被保険者期間とみなされた期間に係る新保険料納付済期間並びに第五条第一項及び前条第三項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）

四　合算対象期間（国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間をいい、昭和六十年法律第三十四号附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされた期間を含む。以下同じ。）

3　前項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であって、その権利を取得した当時昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）によって生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第六項の規定により読み替えて適用するものとされた同法第二十八条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

4　第二項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であって、その権利を取得した日後にその者の配偶者が昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項各号